

東京圏 **移住** → 米子市

ビジネス人材移住支援金

二人以上世帯

100万円

18歳未満のご家族がいる場合には、さらに支援金を追加！

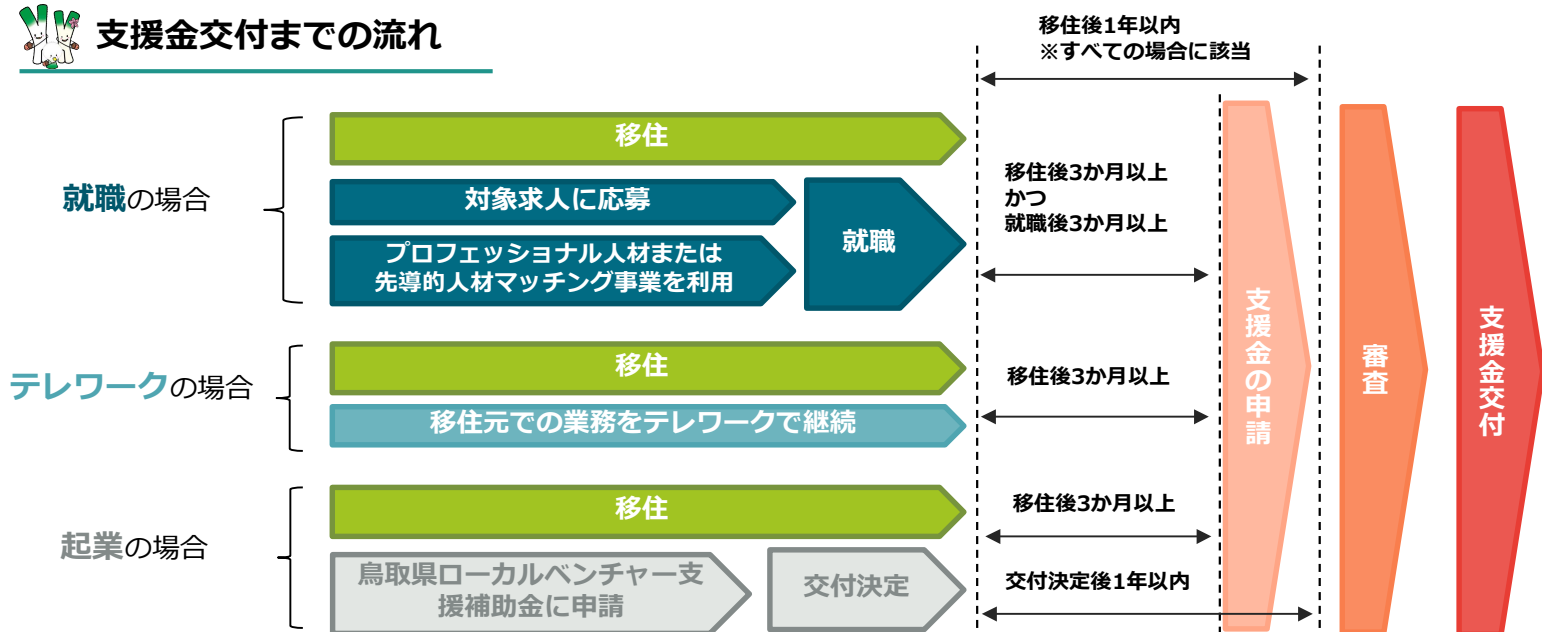
単身

60万円



東京圏から米子市に移住して就職または起業等された方に、移住支援金を交付します。 ※各種条件がありますので、裏面をご覧ください。

支援金交付までの流れ



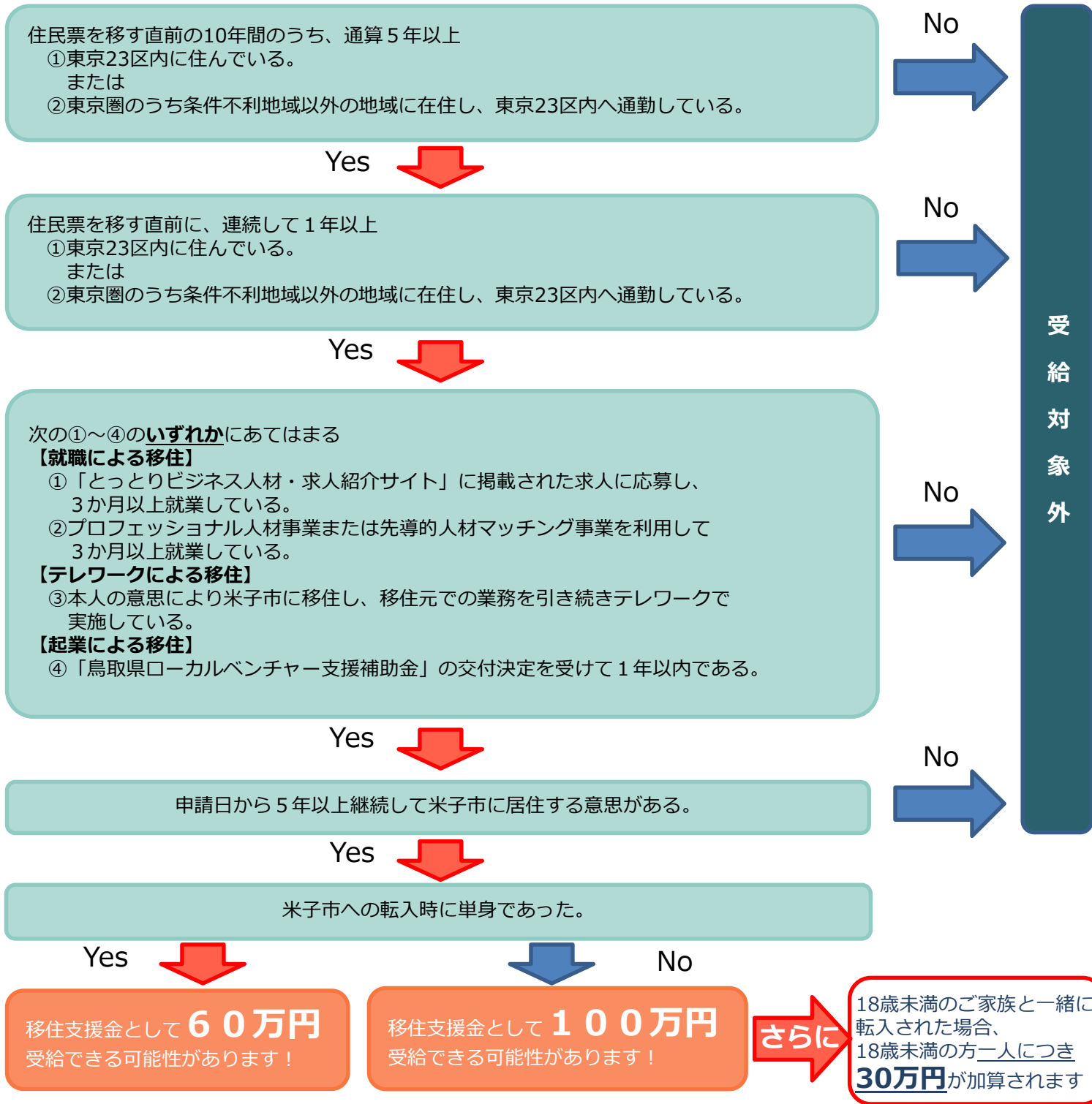
※ 「東京圏」とは、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県 of 区域のうち、条件不利地域を除いた地域です。

※ 5年以内に米子市から転出された場合など、支給した**移住支援金の全額または半額を返還していただく場合があります。**

※ 予算の都合上、年度途中で受付を終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

移住支援金の対象かどうかチェック!

※このチェックフローは簡易版であり、支給対象であることを保証するものではありません。



申請方法

申請書類を、米子市役所総合政策課に持参または郵送してください。

※申請をされる前に、米子市総合政策課までご相談ください。

※申請書類については、米子市HPをご覧ください。

外部リンク

■とっとりビジネス人材・求人紹介サイト
(<https://www.tottori-job.jp/>)



■鳥取県ローカルベンチャー支援補助金
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/269488.htm>)



【お問合せ先】

米子市総合政策課

米子市加茂町一丁目1番地（市役所本庁舎4階）
TEL：0859-23-5359 FAX：0859-23-5392

詳細は米子市HPをチェック →
(<https://www.city.yonago.lg.jp/26856.htm>)

